資料提供

令和７年（2025 年）７月 30 日
農業経営課長　米山　一海
（担当：課長補佐　坂場　繁雄）
電話 029-301-3862　内線 3850

農業共済組合に対する行政処分について

農業共済組合において法令等違反が認められたため、農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づき、当該団体に対する行政処分（必要措置命令）を行いましたので、お知らせします。

１　対象者

茨城県西農業共済組合
（所在地：結城郡八千代町、組合長：大山佳功）

２　処分年月日

令和７年（2025 年）７月 30 日

３　処分の内容及び理由

（１）処分の内容

農業保険法第 210 条に基づく必要措置命令

【命令の内容】

ア　再発防止策の策定

・ 検査指摘事項に係る原因の究明等について、第三者委員会からの報告を受け、再発防止に向けた提言を踏まえ、再発防止策を策定すること など

イ　定期的な報告

・ 再発防止策の進捗及び改善状況を県へ定期的に報告すること　など

※ 農業共済組合に対する必要措置命令の発出は、本県において初の事例

（２）処分の理由

・ 昨年 11 月に、複数の元組合職員が建物共済金の詐取容疑で逮捕されて以降、同組合に対する検査を強化し、国と合同で検査を行ったところ、自主的な取組では改善が図られない実態が認められたことから、組合自らが健全に組織を運営し、共済事業を適正かつ効率的に行う体制となるよう、命令を発出する。

４　組合員への影響

・ 農業共済組合の本来の業務である災害発生時における被害認定について、組合員への対応に支障が生じないよう指導してまいります。